

多様な主体によるサービス創出事業における PFS 導入可能性調査業務 企画提案仕様書

1 業務名

多様な主体によるサービス創出事業における PFS 導入可能性調査業務

2 業務の目的

沖縄県では、高齢者フレンドリー社会をつなげるプラットフォーム「ツドレバ」（以下「プラットフォーム」という。）を構築し、事業者、地域住民その他の地域社会を構成する多様な主体（以下「多様な主体」という。）による高齢者を支援するための取組を推進しているところである。

令和8年度は、プラットフォームを活用して具体化した取組を試行的に実施する県の委託事業（多様な主体によるサービス創出事業）を開始する予定であり、将来的には市町村の地域支援事業としての継続実施につなげることを目指している。

本業務は、加齢による虚弱な状態（フレイル）の高齢者又はサービス・活動事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の対象者（基本チェックリスト該当者、要支援認定を受けた者又は継続利用要介護者）を支援するため、多様な主体と市町村等の行政機関が連携し、又は協働して行うサービスの創出を集中的に推進するため、令和9年度から多様な主体によるサービス創出事業を PFS 事業として実施することの可能性について調査を行うことを目的とする。

3 業務の期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

4 業務の内容

下記の例示を参考に具体的な業務内容を提案すること。

なお、提案内容は必ずしも例示した方法でなくとも構わないので、業務目的の達成にあたり具体的で実現性が高く効果的な業務内容を提案すること。

（業務内容の例示）

- (1) 既存のプラットフォームを活用して具体化した取組の現状分析及び課題調査
- (2) 令和8年度の多様な主体によるサービス創出事業の対応状況の整理、ロジックモデルの検討及び評価の試行的実施による検証
- (3) モデル性の高い成果指標の設定や評価方法の検討（介護保険制度（市町村の地域支援事業）に関する有識者へのサウンディングを含む）
- (4) 支払上限額、支払方法（固定支払、成果連動支払）、支払時期等の検討
- (5) PFS/SIB 活用可能性の調査（事業者へのヒアリング・サウンディング）
- (6) プロポーザル方式による PFS 事業者公募関係資料の作成支援

5 業務スケジュール

具体的な業務スケジュールを提案すること。

なお、内閣府の PFS 推進交付金（令和9年度）への応募も想定した業務スケジュールとすること。

（参考）令和8年度 PFS 推進交付金：R8. 1. 16 公募開始、R8. 3. 13 事業計画書の受付締切

<https://www8.cao.go.jp/pfs/kouhukin.html>

6 業務の実施体制

業務を適切かつ迅速に執行できる組織体制として、次のとおり人員を配置の上、業務を行うこと。

- (1) 業務に従事する担当者の割り当てや統制など、十分な執行体制をとること。
- (2) 業務を的確に実施できる専門的知識や遂行能力を有し、過去に類似の業務経験がある担当者を配置すること。
- (3) 業務に従事する担当者に変更が生じないようにすること。やむを得ない理由により変更する必要が生じた場合は、同等以上の能力を有している者を配置すること。
- (4) 業務を総括する責任者を1名配置し、実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑かつ安全な実施のため定期的に委託者と連絡調整を行うこと。

7 業務実施の手順

- (1) 受託者は、業務実施に先立ち、事業実施計画、実施体制計画及び業務スケジュール等を契約後速やかに作成し、委託者の承認を得て業務を実施すること。
- (2) 業務の実施に当たっては、進捗状況等を委託者に定期的に報告するほか、必要に応じて委託者との打ち合わせを行うこと。
- (3) 仕様書に定めのない事項については、その都度、委託者の指示を受けて適切に処理すること。
- (4) 受託者は、委託者が業務の進捗状況を把握するため資料等を要求した場合は、速やかに対応すること。

8 業務の再委託等

- (1) 契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることはできない。また、以下の業務の履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。
 - ① 契約金額の50%を超える業務
 - ② 企画判断、管理運営、技術的助言などの統轄的かつ根幹的な業務
- (2) 受託者が第三者と連携、協働又は再委託（以下「連携等」という。）により業務の遂行を図るときは、当該第三者に生じる謝金、交通費、再委託料等については、受託者が責任をもって必要な精算を行うこと。
- (3) 受託者が第三者との連携等により業務の遂行を図る場合において、当該第三者の業務に関して不法行為責任が生じた場合は、受託者が責任をもって処理すること。

9 成果品の提出

- (1) 成果品
委託業務で実施された事項は、すべて成果事項として取りまとめるものとする。
 - ① 業務実施報告書及び概要版 各1部
 - ② 業務実施報告書及び概要版の電子データ 1枚（DVD-ROM ※印刷できる様式）
 - ③ 本委託業務に関連して制作した制作物（制作等に要したデータ等を含む）
 - ④ その他県が必要と認める書類等なお、作成された成果品の著作権は、沖縄県に帰属する。
- (2) 著作権
本委託業務における成果物の著作権及び所有物は、沖縄県に帰属する。ただし、業務の執行にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理すること。

10 その他

- (1) 受託者は、業務の遂行にあたり知り得た個人情報、個人情報の保護に関する法令に則して適切に管理すること。
- (2) 受託者は、この仕様書に基づき、委託者と緊密に連携し、連絡を取り、その指示に従うこと。この仕様書のほか、事業の目的を達成するために必要な事項については、委託者と受託者の双方で協議することとする。
- (3) 受託者が業務を遂行するに当たり必要となる全ての経費は、契約金額に含まれるものとし、委託者は契約金額以外の費用を負担しないものとする。

(参考)

高齢者フレンドリー社会をつなげるプラットフォーム「ツドレバ」については、次の Web サイトを参照のこと。

<https://www.tsudoreba.jp/>